

北区 地域と大学つながるネット実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生と地域住民がふれあうことによって、地域と大学との相互交流を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第2条 地域において事業を計画する団体(以下「地域団体」という。)が大学の学生活動団体(以下「学生団体」という。)の参加を希望する場合、大学は、学生団体の中からその事業に適し、かつ、参加可能な団体を、区役所を通じて地域団体に紹介する。また、区民が参加できる大学主催の事業、公開講座等については、区役所から地域に幅広く参加を呼びかける。

(対象団体等)

第3条 この要綱の対象となる地域団体及び大学は次のとおりとする。

地域団体 北区内で活動する団体

大学 大谷大学、京都産業大学、佛教大学及び立命館大学

(地域主催事業)

第4条 地域団体からの依頼を受けて学生団体が参加する事業は、京都市内で行われるものに限る。

2 地域団体が学生団体の参加を依頼する事業は、当該地域団体が主催するもので、地域の振興及び活性化に資するものとし、政治目的、宗教目的又は営利目的で行われる事業は対象としない。

(大学主催事業)

第5条 大学は、区民が参加可能な大学主催の事業、公開講座等について、区役所へ連絡することとし、区役所は区の広報媒体を通じて積極的に広報し、地域に幅広く参加を呼びかける。

(学生団体の情報提供)

第6条 各大学は、本事業に参加可能な学生団体に関する情報を、書式1により区役所に提出するものとする。

(参加依頼)

第7条 学生団体の参加を希望する地域団体は、事業実施の1箇月前までに、書式2により、実施する事業の概要、参加を依頼する学生団体名等を区役所に提出するものとする。

2 参加依頼申請書の提出を受けた区役所は、第4条の規定に該当する場合、地域団体から参加依頼のあった学生団体等の所属する大学に対して、参加依頼を行うものとする。

3 参加依頼を受けた大学は、参加を承諾する学生団体がある場合、当該団体の代表者、連絡先等を、書式3により区役所を通じて、地域団体に回答するものとする。また、参加しない場合もその旨を回答するものとする。

(費用負担等)

第8条 学生団体が地域団体が主催する事業に参加する場合は、無報酬とする。

ただし、学生団体又は大学は、地域団体に対して、傷害保険への加入、参加に係る実費の負担等を求めることができる。

(連絡調整)

第9条 区役所は必要に応じて、地域団体及び参加を承諾した学生団体又は大学と連絡調整を行うものとする。

2 地域団体と学生団体又は大学は、事業への参加等について、相互に必要な連絡調整を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から実施する。